

羽幌町社宅建設促進支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町における企業誘致の促進と既存企業の振興を図るため、事業者が町内に社宅を建設する際の経費の一部を補助する羽幌町社宅建設促進支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、羽幌町補助金等交付規則(平成11年羽幌町規則第7号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 補助金を受けようとする法人格を有する団体又は個人事業者をいう。ただし、国、地方公共団体及びその関係機関は除く。

(2) 社宅 町内において、事業者が従業員の居住を目的として建設する住宅であって、次の要件を満たすものをいう。

ア 各戸の住宅規模が25平方メートル以上であり、上下水道、玄関、台所、便所及び浴室が戸別に設置されること。この場合において、社宅の建設予定地が下水道供用区域外の場合は、下水道の代わりに合併処理浄化槽を設置しなければならない。

イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準に適合していること。

ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者のうち、同法別表第1に掲げる建築工事業の許可を受けている者(以下「建設業者」という。)によって施工されること。

エ 次に掲げる建築物でないこと。

(ア) 組立式仮設住宅

(イ) 社宅を建設しようとする者が個人事業者の場合は、当該個人事業

主の3親等以内の親族が入居するもの

(ウ) 公共事業等により補償を受けて建設するもの

(3) 事業所 本社、支社又は営業所等の機能を有する施設をいう。

(4) 建設工事 社宅の新築工事をいう。

(補助の対象)

第3条 事業者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 町内に事業所又は店舗を有し、町税等の滞納がないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 町長は、当該年度において補助の対象とする社宅の要件等を公示し、別に定める期間内において事業者を募集する。

(補助金の交付)

第4条 町長は、事業者に対し、社宅の建設に要した工事費(地質調査費、設計費、工事監理費及び外構工事費を含む。)の一部を補助金として交付することができる。

2 前項に規定する補助金の額は、下表に掲げる額を限度とする。

社宅建設 地区	建設業者 の住所	1戸当たりの面積に係る補助限度額(単位：千円)	
		25平方メートル以上45平方メートル未満	45平方メートル以上
離島地区	町内	500	1,000
以外	上記以外	250	500
離島地区	—	1,500	2,500

(交付の申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、建設工事の着手の前に、羽幌町社宅建設促進支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 建設工事見積書

- (2) 建設工事図面
- (3) 国税、道税及び町税に係る滞納がない旨を証明する書類
- (4) 建設工事請負契約書の写し
- (5) 建設工事着工前写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

2 町長は、前項の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否を決定し、羽幌町社宅建設促進支援事業補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（決定内容の変更）

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助金交付対象者」という。）は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、羽幌町社宅建設促進支援事業変更等承認申請書（別記様式第3号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、町長が認めた軽微な内容については、この限りでない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、羽幌町社宅建設促進支援事業変更等承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により補助金交付対象者に通知するものとする。

（工事の着手届）

第7条 補助金交付対象者は、建設工事に着手したときは、羽幌町社宅建設促進支援事業工事着手届（別記様式第5号）により町長に届け出なければならない。

（工事の確認等）

第8条 町長は、建設工事の適正な施工のために、指定した職員（以下「指定職員」という。）により当該工事現場の確認等を行わせることができる。

（実績報告）

第9条 補助金交付対象者は、建設工事を完成したときは、羽幌町社宅建設促進支援事業実績報告書（別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて町長

に提出しなければならない。

- (1) 当該社宅に係る登記事項証明書
 - (2) 施工内容及び完成後の状況がわかる工事写真
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- (完了検査)

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けた日から14日以内に指定職員をもって、完了検査を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する完了検査の結果、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、羽幌町社宅建設促進支援事業補助金確定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 前条の規定により補助金の額の決定を受けた補助金交付対象者は、町長に補助金の請求をしなければならない。

- 2 町長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、補助金交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 社宅を廃止又は他の用途に使用したとき。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、羽幌町社宅建設促進支援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第8号）により

補助金交付対象者に通知し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(地位の承継)

第14条 補助金交付対象者が次の各号のいずれかに該当し、当該各号に規定する者(以下「承継者」という。)に地位を承継する必要がある場合については、当該承継者は、地位承継承認申請書(別記様式第9号)により申請しなければならない。

- (1) 個人事業主が死亡した場合は、その相続人
- (2) 法人が合併等をした場合は、合併等により設立された法人
- (3) 社宅を譲渡した場合は、その譲受人

2 前項に係る承認は、地位承継承認通知書(別記様式第10号)により通知するものとする。

(報告等)

第15条 町長は、補助金交付対象者に対し、社宅の入居状況等について報告を求め、又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年5月1日から施行する。